

2020年6月11日
農林水産省国際地域課

COVID-19の影響を踏まえた今年度の取組について

COVID-19の拡大により人やモノの移動が大きく制限され、世界的に経済活動が停滞する中、海外事業を行う我が国食産業も大きな影響を受けている。COVID-19の一定の収束に伴い、各国の経済活動が再開される動きが進んでいるが、国毎の方針の違いや、国境を越えた人の移動への制限等が残るなど、経済活動の本格的な再開までには一定の時間が必要である。

このような中、今年度は、官民ミッションの派遣などが予定通り行えないことも予想される。このため、状態が元に戻るまでは、これらに変えて、各国・地域の最新状況やCOVID-19により顕在化した課題を調査、共有し、COVID-19後のフードバリューチェーン再構築を見据えたメンバー企業の海外事業の展開を後押しする。

加えて、COVID-19により更に重要性を増しつつあるスマート農業の海外展開や、今年度から進めることとされていた地方の民間企業を含めたコンソーシアム作りの準備等を行い、将来のグローバル・フードバリューチェーン展開の基盤の再構築を図ることとする。

(1) 各国・地域の制限緩和と経済活動の再開状況の提供

COVID-19により各国・地域が講じる出入国制限、外出制限、営業制限などの動向や企業活動の再開に向けて必須となる経済活動の動きについて、現地関係者等から情報を収集し、毎月メーリングリストにより共有。(別添1)

(2) COVID-19 対策にかかる支援ツールの紹介

COVID-19対策として我が国政府及び国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)等の政府関係機関が実施する、海外展開に活用できる支援策を紹介。メンバー企業からの支援策についてご相談があれば協議会事務局で受け付け、関係機関へ取り次ぎ。

(3) COVID-19 のバリューチェーンへの影響調査

COVID-19による、各国・地域の食市場・物流への影響・変化、現地のフードバリューチェーン再構築に向けた最新動向及び顕在化した課題を把握するための調査を実施し、毎月メーリングリストにより共有。

(4) 今後の海外展開に向けた対応

- ・(1)～(3)を踏まえた今後の対応や企業コンソーシアムの形成による海外展開等を検討するため、各国・地域別部会をTV会議方式も活用しつつ随時開催。状況が整えば官民ミッションによる海外訪問を再開。
- ・ASEAN 地域における我が国スマート農業技術の普及及び農業データ連携基盤(WAGRI)の導入に向け、協議会の下に新たに「スマート農業部会」を設置(別添2)。
- ・COVID-19 後の現地フードバリューチェーン再構築に向けた情報収集を行うため、相手国政府や現地企業等との TV 会議の開催を追求。
- ・地方の民間企業等との関係構築・強化のため、TV会議方式等も活用しつつ、地方セミナーの開催を追求。

(以 上)

主要国における制限措置の緩和の状況（2020年6月5日現在）

国際地域課・新興地域 G

国名	出入国制限 ※詳細は別紙参照	物流（輸出入制限、物流の停滞状況、港湾の閉鎖等）	外出の許可	店舗の営業	感染症危険情報 (外務省)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○滞在許可証を有する仮居住者の再入国は国籍を問わず可能。 ○フランス人の配偶者、越境通勤者、仮を通過する者等、特段の事情を有する者は入国可能。 ○隔離措置の有無については、次のとおり。 <EU・シェンゲン協定国及び英国からの入国の場合> 隔離措置なし。ただし、スペイン・英国からの入国者は自主隔離の対象。 <上記以外からの入国の場合> 隔離措置あり。 ○政府は感染の再拡大がなければ6月15日から、EU・シェンゲン協定国及び英國国籍保有者の入国制限を緩和する旨発表している。 	○農産物の輸出入に制限なし。	<ul style="list-style-type: none"> ○5月11日に外出規制解除。（一部海外県を除いては外出証明書の所持は不要となった。） ○100キロ以上の移動はやむを得ない場合を除き禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品小売業は外出禁止期間も営業可能。 ○市場（マルシェ）は原則営業停止となっていたが、5月11日以降再開。 ○カフェ、レストラン、バーは、6月2日から営業再開が可能（ただし、イル＝ド＝フランス地域圏並びにギュイアンヌ及びマイヨットの海外県についてはテラス席に限り営業再開が可能）。 ○営業再開に当たっては、予防措置の実施（1テーブルあたり10人まで、従業員及び客の移動時のマスク着用義務。バーについては立ち飲みは禁止。）が条件。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○長期滞在許可証を有する外国籍者は再入国可能（州によっては隔離措置あり）。 ○仮等の隣接国及び伊、西からの越境通勤者など特段の事情がある者は入国可能（隔離措置なし）。 ○6月14日までは全世界に対する不要不急の渡航中止勧告。6月15日以降は欧州諸国向けの渡航中止勧告は解除される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物の輸出入に制限なし。（ただしコンテナや運転手の不足などで物流に支障をきたす懸念が報じられている。ドイツは通常時は日曜日のトラック輸送が制限されているが、コロナ禍で一時的に労働規制が緩和されている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○距離規制（他人から1.5m以上）、マスク等着用規制（主に公共交通機関や店舗内）、同時接触者規制（同時に集まって良いのは最大2世帯又は10人以内）の遵守を前提に、各州が徐々に移動を認める範囲を拡大。（独法制度上、制限措置に関わる事項は州に権限があり、各州が独自に緩和を発表する傾向は止まらず。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品小売業はこれまで一貫して営業が許容されていたが、食品以外の小売業も4月20日頃から徐々に再開。 ○飲食店は5月9日以降、州ごとの判断で営業再開が可能となり、全ての州で再開。ただし、州ごとにさまざまな条件が定められている。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ○スイスの滞在許可/就労証明所持者、医療従事者及び旅行通過者は入国可能（隔離措置なし）。 ○隣接国等（伊、独、仮、奥、西）からの入国者は、重要なビジネスを理由とする入国であることの証明書を有していれば原則入国可能（隔離措置なし）。 ○6月15日に、独、仮、奥との国境を開放予定（伊は未定）。 	○農産物の輸出入に制限なし。	<ul style="list-style-type: none"> ○外出は可能だが、公共の場における30人を超える集まりを禁止（5月30日付けて、5人から30人に緩和）。 ○6月6日から、300人までのイベント開催が許可。 ○6月19日付けて非常事態宣言の取り下げを予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品店及び薬局を除く全ての店舗は閉鎖されていたが、5月11日付けて全て再開。 ○飲食店、バー等は、感染予防対策を講じた上で再開可能（同日付け）とされた。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）
豪州	<ul style="list-style-type: none"> ○自国民と永住権保持者以外は原則入国禁止（入国者は国籍を問わず、政府指定の隔離施設に14日間隔離）。 ○豪州人は、海外渡航禁止。 ○NZとは早期に相互の国境を開放する可能性を発表（5月12日）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物の輸出入に制限なし。（ただし、コンテナ船は最終寄港地から14日経過しないと入港が認められないため、日本からのコンテナ到着は2～3週間遅延の状態。また、検疫の強化及び検疫官不足のため検疫手続きの遅延も発生。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○3段階方式による行動制限緩和の行程表を発表（5月8日）（3週間毎にレビュー。第1段階として自宅は5人まで、第2段階、第3段階として各自20人、100人と拡大の方針。現在は第2段階。） ○キャンベラ特別区、ニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州を除き、州境をまたぐ移動を制限（但し、農業・食品及び飲料製造等は必須サービスとして州を超えた移動制限を免除） 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品店及び薬局以外の小売りは、条件付きで徐々に再開（各州毎の判断で制限緩和を発表）。 ○レストラン、カフェはテイクアウトを除き営業が認められなかったが、5月中旬より感染予防対策を講じた上で、順次再開（各州毎の判断で集客制限を10名→20名→100名に順次拡大）。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）

国名	出入国制限 ※詳細は別紙参照	物流（輸出入制限、物流の停滞状況、港湾の閉鎖等）	外出の許可	店舗の営業	感染症危険情報 (外務省)
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の入国を原則禁止。3月18日から全ての種類の査証申請の受理、作成及び発給を一時的に停止（外交・公用査証等は対象外）。 ○ただし、ロシアに常に居住している者等は入国可能（隔離措置あり）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユーラシア経済同盟加盟（EAEU）国以外に対し、6月30日まで特定の穀物の輸出枠（700万トン）を設定。4月26日に枠の上限に到達し、7月1日まではEAU非加盟国への輸出は不可。 ○ユーラシア経済同盟加盟国は6月30日まで特定の食品の輸出を禁止。 ○航空便の運休により生鮮魚介類のロシアへの輸送に影響が出ていることが確認されている。 ○露中国境通過ポイントにおけるトラック渋滞のため、中国からの野菜の輸入が減少。 	<ul style="list-style-type: none"> ○5月12日以降、非労働期間（政府により労働が制限され、有給の休日扱いとされた期間）中に制限されていた活動については各自治体の判断で緩和を決定。 ○公共交通機関及び商業施設においてはマスク及び手袋の着用を義務付け。 <モスクワ> ○職場での感染対策及び通勤証携帯を徹底した上で工業及び建設業の活動再開、行政サービス施設への訪問が可能。 ○6月14日まで自家用車及び公共交通機関を利用する際は通行証の携帯が必要。 ○徒歩の外出はペット散歩（100m以内）及び最寄りの食料品店で買い出しのみ可能（通行証は不要）。 <沿海地方> ○ナホトカ市がロックダウン。市内への出入りが原則制限。 ○沿海地方以外から到着する場合は14日間の自己隔離を義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ○非労働期間の解除により、今後の制限緩和は各自治体で判断。 ○スーパー及び食料品店は3月28日から行われていた非労働期間中でも営業可能。 <モスクワ> ○外食産業は配達のみ可能。 ○6月1日から、薬局、必需品販売店及び銀行以外の非食料品店舗についても営業再開が可能。 <沿海地方> ○外食産業は配達及びテイクアウトのみ可能。 ○5月27日から、非食料品店舗は他人との距離を確保した上で営業再開が可能。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）
中国	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の入国を停止。日本人は15日以内の滞在であれば査証を免除されていたが、これも一時停止中。 ○韓国からの急を要する商用の渡航に当たっては、5月1日以降、中韓両国合意の下、出発前のウイルス検査など一定の条件の下で入国可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物の輸出入に制限なし。 (2月上旬から港湾施設の人手不足や移動制限等の影響で物流が一部停滞したが、現在は解消されている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出は可能。 (1月23日以降、武漢市の都市封鎖をはじめ各地で外出・移動規制が行われたが、4月8日までにすべて解除された。) ○施設によっては当局の指導により入場制限を行っているところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品店など全ての業態が営業を再開。 ○飲食店は地域により一様ではないが、早いところでは2月中から感染予防対策を講じた上で徐々に営業を再開。 ○地域により一様ではないが、劇場や映画館、カラオケなどの密閉施設は5月8日に条件付きで営業再開。当局がガイドラインを策定。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の入国を原則禁止。労働許可書を持つ者の再入国は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物の輸出入に制限なし。 (ただし、タイ発着便減便の影響で、航空貨物輸送運賃の上昇や機内スペースの確保難が発生している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○6月1日から、県境を越えた移動制限を緩和（23時以前に出発地の県を出発し翌3時以降に目的地の県に到着する移動を許可）。 ○午後11時～午前3時まで夜間外出禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○5月3日より、安全な間隔の確保等のガイドラインに従いレストランは営業再開（モール内のレストランはテイクアウトのみ可能）。 ○5月17日より、百貨店やショッピングモールなど大型商業施設の営業再開。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての外国人の入国停止。 ○ベトナム航空は全ての国際線を中止。ANA、JALは減便。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物の輸出入に制限なし。 (ただし、航空便の欠航・減便により輸出入に影響が想定される。他方、定期貨物船については特段の影響なし。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出は可能。公共の場所ではマスク着用義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハノイ市の一部を除き、4月23日から社会隔離措置を緩和。外食店は、客同士の間隔をあける等一定の配慮を行いつつ、営業を再開。 	○全土：レベル3（渡航中止勧告）

出入国制限の詳細について

【フランス】

- EU・シェンゲン協定国及び英国の国籍保有者でない者は、これらの地域外からの入国禁止（ただし、フランス人の配偶者、滞在許可証を有する仮居住者、衛生専門家、商品輸送者等は入国可能）。
- 仮以外のEU・シェンゲン協定国及び英国からの入国は、フランス人の配偶者、滞在許可証を有する仮居住者、越境通勤者、仮を通過する者等に限り入国可能。
- なお、政府は感染の再拡大がなければ6月15日から、EU・シェンゲン協定国及び英國国籍保有者の入国制限を緩和する旨発表している。
- EU・シェンゲン協定国及び英國域外からの入国者に対し、必要な場合に強制的隔離措置を義務付け。強制的隔離措置を課されなかった者は自主隔離（5月25日以降。ただし、症状のない外交官及びその家族は適用除外）。
- EU・シェンゲン協定国及び英國域からの入国者に対しては隔離措置は取られないが、スペイン・英國からの入国者は自主隔離（両国が隔離措置を取つており、レシプロの観点）。

【ドイツ】

- 第三国籍者（非EU市民、非EFTA市民及び非英國市民）は6月15日まで入国禁止。（ただし、医療従事者、越境通勤者、物資輸送従事者等は入国可能。トランジットエリアでの乗り継ぎも可能。）
- EU市民、シェンゲン協定加盟国の国民及びその家族並びに長期滞在資格を有する外国籍者は入国可能。
ただし、仮、奥、瑞、丁との国境及び伊、西との空路国境において、越境通勤者など特段の理由がある者以外の入国を6月15日まで制限。（丁については、6月15日より早期終了の方向。）
なお、連邦政府は全てのシェンゲン域内国境管理を6月15日をもって終了させるよう努める旨発表している。
- 連邦政府が全てのドイツへの入国者（国籍を問わない）に対する14日間の隔離措置の実施を各州に推奨している（ただし、越境通勤者、物資輸送従事者、ドイツでの通過者等は適用除外）が、一部の州はEU加盟国等から入国した者については14日間隔離措置を緩和している。
- 6月14日までは全世界に対する渡航中止勧告。6月15日以降は歐州諸国（EU加盟国、EFTA加盟国及び英國）向けの渡航中止勧告を解除し、各国の状況を示す渡航情報に置き換わる。それ以外への渡航は、歐州委員会の決定を踏まえ別途検討されることとなる。

【スイス】

- 第三国籍（非EU、非EFTAの出身）の者及び隣接国等（伊、独、仮、奥、西）からの入国制限。
ただし、第三国籍者又は隣接国からの者であっても、スイス国籍者、スイスの滞在許可/就労証明所持者、医療従事者及び旅行通過者は入国可能。
- 隣接国等からの者については、EU/NAFTA加盟国国籍者であって、重要なビジネスを理由とする入国であることの証明書によって入国できる場合もある。
- 5月11日から、3月25日以前に提出されたEU/EFTA加盟国及び第三国からの就労目的での査証申請の審査再開と、スイス及びEU/EFTA国籍者である家族と同居する目的での入国を再開。
- 5月15日から、独及び奥との間で、未婚パートナー・親戚との面会及び別荘訪問等の目的による入国を相互に再開。
- 6月15日に、独、仮、奥との国境を開放予定（伊は未定）。

【豪州】

- 表のとおり。

【ロシア】

- 3月18日から外国人及び無国籍者の入国は引き続き制限。（ただし、ロシアに常に居住している者、空港の入境ポイントを通りトランジットを行う者等は対象外。）
- 3月18日から全ての種類の査証申請の受理、作成及び発給を一時的に停止（外交・公用査証等は対象外）。
- 3月19日から、外国からの渡航者に対して到着日から14日間の自宅での隔離を義務付け（外交・公用査証等は対象外）。
- 国際便は原則運休。東京→モスクワ便については、自国民救済のために臨時便として不定期に運航。
- 3月30日から車両、鉄道、歩行、河川及び複合の入境ポイントを通過しての移動を一時的に制限。

【中国】

- 3月28日から、これまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止している。日本人は15日以内の滞在であれば査証を免除されていたが、これも一時的に停止している。眞に渡航が必要な場合は、今後新たに取得する査証での入国は可能だが、厳しく運用されている模様。（APECビジネストラベルカードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。）
(韓国からの急を要する商用の渡航に当たっては、5月1日以降、中韓両国合意の下、出発前のウイルス検査など一定の条件の下で入国が認められている。)
- 到着後の隔離要請については地方政府により一律ではないが、指定施設での14日間隔離を求めるところが多い。なお、北京については、14日間の集中隔離後も引き続き7日間の自宅観察が求められている。

【タイ】

- 外国人の入国を原則禁止。労働許可書を持つ者は本人のみ入国可。
- タイ国に向けた航空機の飛行禁止措置（貨物便等除く）を、6月30日まで再延長。

【ベトナム】

- 表のとおり。

令和2年6月
農林水産省国際部

我が国のスマート農業技術の海外展開の推進について

1. 趣旨

近年、海外では、ICT 技術を有する欧米、中国企業等が、スマート農業技術はもとより、データプラットフォームの構築等を通じ、川上から川下までのフードバリューチェーン全体を一体的に押さえ、市場を囲い込むとする動きが活発化している。

このような中、海外企業との競争に打ち勝ち、海外の市場を獲得していくため、中小型の農業機械や農業データ連携基盤(WAGRI)などの、我が国の有する優れた技術・ノウハウを最大限活かし、国際的な農業のデジタル化、データ統合の流れの中で確固とした地位を確保することを目指す。

また、これにより、我が国スマート農業の事業基盤の確立と、我が国発の ICT 技術やシステム普及を後押しする。

2. 当面の事業概要

関係企業の連携により、ASEAN 地域において、我が国スマート農業の普及及び農業データ連携基盤(WAGRI)の導入を図るため、以下のモデル事業の実施を検討する。

(1) 実施地域

企業の要望や相手国での実施可能性等を踏まえ決定するが、現時点の候補地は以下のとおり。

第1候補:タイ

第2候補:ベトナム、ミャンマー、マレーシアのいずれか

(2) 政府の支援

農水省はモデル事業の円滑な実施に向け、相手国政府に対し、関係省庁やJICAと連携の上、以下の働きかけを行う。

① 実験圃場(特区)立ち上げ支援

- ・土地優遇措置等の要望
- ・通信規制の特例措置の要請
- ・通信インフラ整備の要請 など

② 農業データ連携基盤(WAGRI)の普及やノウハウの提供(内閣官房と連携)

3. 実施体制

2. のモデル事業の実施に向けた議論・検討を進めるため、GFVC 官民協議会の下に、事業に関心のある企業等による、「スマート農業部会」を設置する。

(以 上)